

償還払いのご案内

1. 償還払い申請について

受給者証を提示できなかった等の理由により、受給者証の有効期間内に自己負担上限額を超えて医療費を支払った場合、償還払いの申請をすることで払い戻しを受けることができます。申請は**任意**ですので、手続きの手間や証明書の発行手数料等を含め、申請するかどうかをご検討ください。

2. 申請の手順

① 病院で証明を受ける（新規、転入、病気の追加の方）

受給者証の有効期間内に、難病の治療を受けた病院・診療所、薬局、訪問看護ステーションで診療報酬等領収証明書（様式第9号）を作成してもらう。

【自己負担上限額が変更となった方について】

自己負担上限額が変更となった方は診療報酬等領収証明書（様式第9号）は不要です。

また、医療機関で自己負担額を超える医療費を徴収された方で、受給者証の自己負担額管理票のみで医療費が確認できる場合も、診療報酬等領収証明書は不要となります。

② その他必要な書類を用意する

- ・ 特定医療費（指定難病）償還払申請書（様式第8号）…申請者が記入
- ・ 振込先口座の分かるもの（通帳2ページ目などの写し）
- ・ 自己負担額管理表（受給者証）の写し

…月々の医療費が記載されている部分も見えるようにコピーしてください。

自己負担上限額の変更等により新しい受給者証が交付された方については、**変更前・変更後の両方の自己負担額管理票をご提出ください。**

③ 保健所へ提出

P4に記載しています。郵送による申請も可能です。

裏面もご確認ください→

3. 入金について

申請書提出後、約3～4カ月程度でご指定の口座へ振り込みます。審査状況に応じて、さらに時間を要する場合があります。

入金通知は行っておりませんので、振込は通帳記入等によりご確認ください。
振込名義は「オカヤマケンイヤクアンゼンカ」です。

(支給額がなかった場合のみ、文書で通知します。)

4. 償還払いの対象となるもの

受給者証の有効期間内に指定医療機関で受けた、受給者証に記載された指定難病に関する保険診療となる医療等

※例えば、以下の費用は対象となりません。

- ・保険適用外の費用（例：入院時の差額ベッド代、食事代、文書料）
- ・療養費の支給対象となった費用（例：治療用装具）

※計算の結果、お支払いする金額がない場合もあります。

- (例)・指定難病にかかる医療費等が自己負担上限額を超えていない場合
・有効期間外の医療費が高額療養費の自己負担上限額を超えている場合
(高額療養費を超えて支払った医療費の支給については、加入する医療保険の保険者にお問い合わせください。)

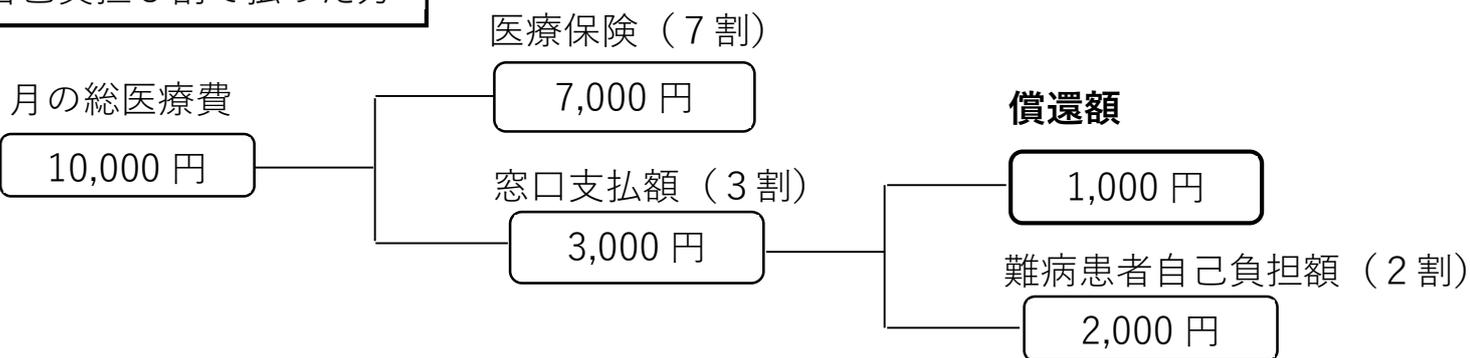
5. その他注意事項

- ・自己負担された額の確認のため、対象期間内に利用したすべての指定医療機関の診療報酬等領収証明書がそろってから申請をしてください。
- ・医療費の確認が難しくなるので、原則として受診等から1年以内に申請してください。
- ・診療報酬等領収証明書を医療機関の領収書で代用することはできません。
- ・診療報酬等領収証明書の作成等にかかる費用は医療費助成の対象外です。
- ・診療報酬等領収証明書の用紙が足りなくなった場合は、コピーしてご使用ください。

※各種様式は県 HP (<https://www.pref.okayama.jp/page/648861.html>) からダウンロード可能です。

償還額がある場合

自己負担3割で払った方

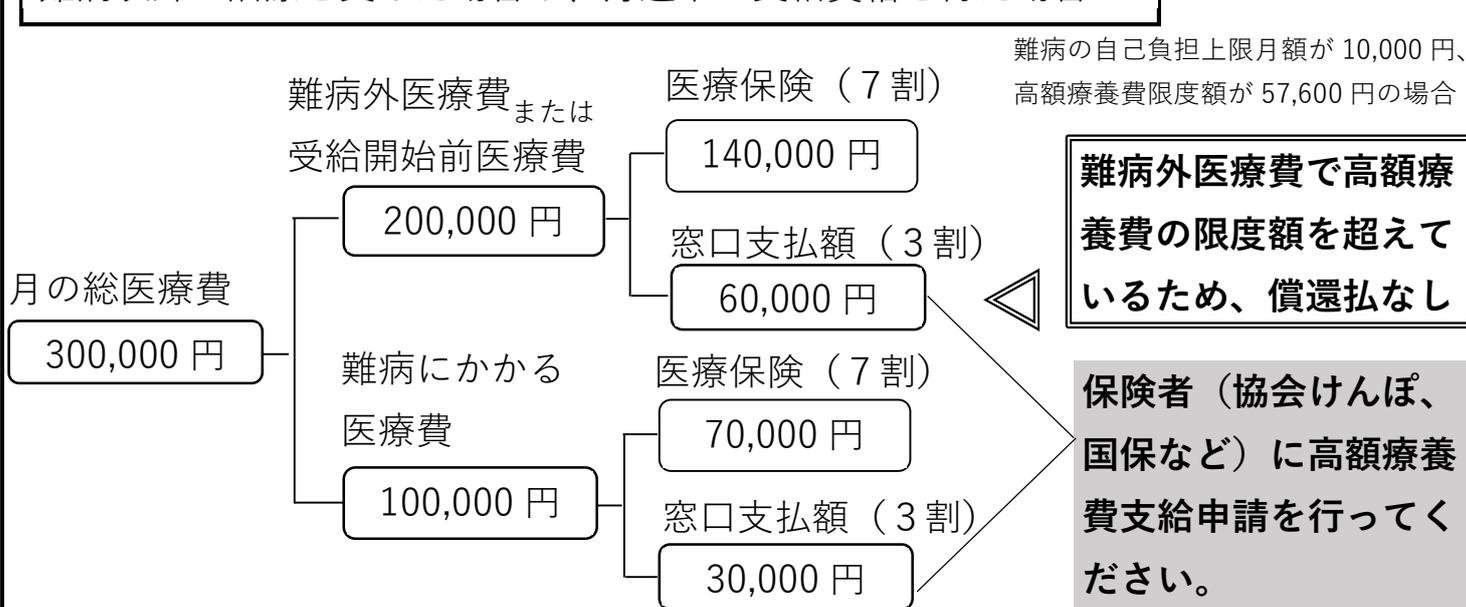


窓口支払額が自己負担上限月額を超過した方



償還額が発生しない場合

難病以外の治療を受けた場合や、月途中で受給資格を得た場合



上記は一例であり、他にも難病以外の公費使用などがあったために償還払の金額が変動することがあります。

【申請窓口一覧】

お住いの地域	お問い合わせ・提出先	所在地	電話番号
倉敷市	倉敷市保健所 保健課 保健医療係	〒710-0834 倉敷市笹沖 170	086-434-9812
	児島保健福祉センター 児島保健推進室	〒711-8565 倉敷市児島小川町 3681-3	086-473-4371
	玉島保健福祉センター 玉島保健推進室	〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎 1-1-1	086-522-8113
	水島保健福祉センター 水島保健推進室	〒712-8565 倉敷市水島北幸町 1-1	086-446-1115
	玉島保健福祉センター 真備保健推進室	〒710-1398 倉敷市真備町箭田 1141-1	086-698-5111
玉野市、瀬戸内市、 吉備中央町	備前保健所	〒703-8278 岡山市中区古京町 1-1-17	086-272-3934
備前市、赤磐市、 和気町	備前保健所東備支所	〒709-0492 和気郡和気町和気 487-2	0869-92-5183
総社市、早島町	備中保健所	〒710-8530 倉敷市羽島 1083	086-434-7024
笠岡市、井原市、 浅口市、里庄町、 矢掛町	備中保健所井笠支所	〒714-8502 笠岡市六番町 2-5	0865-69-1675
高梁市	備北保健所	〒716-8585 高梁市落合町近似 286-1	0866-21-2836
新見市	備北保健所新見支所	〒718-8550 新見市高尾 2400	0867-72-5691
真庭市、新庄村	真庭保健所	〒717-8501 真庭市勝山 591	0867-44-2990
津山市、鏡野町、 久米南町、美咲町	美作保健所	〒708-0051 津山市椿高下 114	0868-23-0163
美作市、勝央町、 奈義町、西粟倉村	美作保健所勝英支所	〒707-8585 美作市入田 291-2	0868-73-4054